

相談



母子家庭等特別相談

兵庫県では、母子家庭の母と子、寡婦または父子家庭の父と子を対象に母子専門相談員（弁護士）による特別相談を行います。



▽日時 1月16日（金）

※時間は、相談者の人数により後日決定し、連絡します。

▽場所 県豊岡総合庁舎 職員福利センター会議室（幸町7・11）

相談内容

- ・離婚問題に関すること
 - ・子どもの親権、養育費問題
 - ・別れた夫の残した借金問題
 - ・遺産相続、財産分与など
- ▽申込期限 1月6日（火）
- ▽申込み・問合せ 社会福祉課生活支援係
☎2417031

移動経営無料相談

各種専門家が皆さんの身近な所に向いて経営相談を行います。

金融、税務、経営、労働、創業、経営革新、法律などあらゆる方面にわたる相談に応じます。気軽に相談ください。



日時・場所

- ・1月23日（金）：八条地区公民館（九日市下町）
- ・2月27日（金）：豊岡商工会議所会議室（じばさん但馬6階（大磯町））
- ・3月27日（金）：三江地区公民館（庄境）

※いずれも、午後1時30分～4時30分

相談員

- 日本政策金融公庫担当者、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、弁護士、経営相談員
- ※弁護士による法律相談は、原則、担当弁護士事務所で行いますので、申込み受付後、相談日時を設定します。

申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、持参またはファックスで申し込みください。

▽申込み・問合せ 豊岡商工会議所 ☎2414456
FAX 2413180

司法書士による
登記・相続・多重債務・消費者問題・成年後見等
無料法律相談会

▽日時 1月17日（土）午後1時～4時 ※予約制

▽場所 市民会館 4階 中会議室

▽予約・問合せ 兵庫県司法書士会但馬支部
☎079167613368

その他



日赤社資募集にご協力
ありがとうございました

今年度の日本赤十字社社資募集について、皆さんの理解と協力により、11,097,541円（11月30日現在）が集まりました。

この社資は、災害救援活動や医療事業など、数々の日本赤十字社運動を推進するため有効活用されます。

ご協力、ありがとうございます。
▽問合せ 社会福祉課地域福祉係 ☎2417033

日高東部健康福祉センター「健康部門」利用のご案内

当センターは、温水プールとマシンジムを併設した「健康増進施設」です。

プールでは、遊泳や歩行運動ができ、ジムでは、筋力トレーニングや有酸素運動ができます。また、指導者によるチェア体操、ヨガ、ピラティスなど、20種類以上のレッスンプログラムを用意しています。健康づくり・体力づくりにぜひ、利用ください。



時間

- 月～金曜日：午前10時～午後9時
 - 土曜日：午前9時～午後9時
 - 日曜・祝日：午前9時～午後5時
- ※定休日は第2・第4日曜日、年末年始（12月30日（火）～1月3日（土））休館

料金

利用コースによって料金を設定しています。定期券、回数券などもありますので相談ください。

子ども（ベビー～小・中学生）スイミングスクール（1月開催）の生徒募集

冬季短期水泳教室の生徒を募集しています。

募集しています。

▽申込み・問合せ 日高東部健康福祉センター（日高町堀） ☎4312001または日高総合支所健康福祉課 ☎2119055

図書館の利用者カード再発行が有料になります

1月1日から、図書館利用者カードを再発行する場合に、カード代の実費として50円を負担していただくこととなります。



▽問合せ 図書館本館 ☎2316151または各分館

中小企業の皆さんへ全力を挙げて応援します

緊急保証の対象業種を618業種へ拡大

緊急保証制度は、信用保証協会の100%保証です。対象業種の方は、一般保証8千万円に加えて、別枠で8千万円（担保がある場合は、一般保証2億円に加えて、別枠で2億円）までの保証を利用できます。

※対象業種は、ホームページで確認ください。

◆セーフティネット貸付は

業種を問わず利用可能

- ・中小企業の方が4億8千万円、小規模企業の方が4千8百万円まで利用できます。
- ・特に業況の厳しい企業に対する金利を引下げ予定。

▽問合せ 経済産業省近畿経済産業局産業部中小企業課

☎06-6966-6024
ホームページアドレス
http://www.chusho.meti.go.jp

「健康情報テレホンサービス」
開業医の手作り

12月のテーマ	
曜日	内容
月	副鼻腔炎
火	今どきのホワイニング
水	坐骨神経痛
木	注意を要する頭痛
金～日	訪問看護の利用法
年末年始	お酒と肝臓

☎0120-979-451

(通話料無料)を利用ください。

▽問合せ 兵庫県保険医協会

☎078-393-1803

市役所建物の写真などの提供・貸与のお願い



▲市役所本庁舎

市では、新庁舎建設市民検討委員会から「新庁舎の建設位置は現在地が適当」との報告を受けて、現在地についての調査・検討を始めています。

現在地には、昭和2年に建築された本庁舎のほかに税務署(北庁舎)、郵便局(南庁舎)、警察署(駐車場)、消防署(消防会館)などがあり、当時は、シビックゾーンを形成してまいりました。しかし、時代の移り変わりとともに、それぞれ手狭になって移転したため、市の庁舎として転用しています。

市では、当時の様子や建物の状況等の分かる写真などを探しています。提供・貸与いただける方は、連絡ください。

▽提供・貸与希望品 現本庁舎敷地内の建物の写真など

▽募集期限 1月30日(金)

▽連絡・問合せ 新庁舎建設推進室 ☎21-9020

固定資産(土地・家屋・償却資産)異動の申告は1月20日(火)までに!!

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方がその所在する市町村に納める税金です。そのため、平成20年中(平成20年1月1日から12月31日まで)に、次のような異動があった場合は、1月20日(火)までに必ず申告してください。

◆土地・家屋

- ①土地の利用状況が変わった場合(農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした場合など)
- ※登記が完了した土地の所有権移転の場合は申告不要です。
- ②家屋を取り壊した場合
- ③家屋の用途変更があった場合(専用住宅・併用住宅等)
- ④工場・事務所など)
- ⑤登記をしていない家屋の所有者が変わった場合
- ⑥その他、4月に送付した「課税明細書」の内容と比べて変更があった場合など

申告書を送付します。資産(機械・備品など)の購入または廃棄、事業の廃業などの変更を、申告してください。

また、資産の異動がない場合も申告してください。

平成20年中に新たに事業を始めた方で、市から申告書が届いていない方は連絡ください。

◆償却資産

償却資産課税台帳に資産登録がある方には、平成21年度

申告書を送付します。資産(機械・備品など)の購入または廃棄、事業の廃業などの変更を、申告してください。

また、資産の異動がない場合も申告してください。

平成20年中に新たに事業を始めた方で、市から申告書が届いていない方は連絡ください。

知って納得! 固定資産(償却資産)のQ&A

- Q・償却資産とは何ですか。
A. 会社や個人の方が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの固定資産のことを言います。土地・家屋と同じく固定資産税が掛かります。
- Q・申告しなければいけないのですか。
A. 市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。
- Q・どんな資産が申告の対象ですか。
A. 原則として、決算時に減

〈償却資産の対象となるもの(例)〉

飲食店 厨房設備・カラオケセットなど	工場 各種製造設備、受変電設備など	ホテル・旅館 客室備品・洗濯設備など
建設業 パワーショベル、ポータブル発電機など	理容業・美容業 理美容椅子、洗面設備など	医院 ベッド、手術台、X線装置など
ガリンスタンド オイルチェンジャー、洗車機など	小売店 商品陳列ケース、冷蔵庫など	農業・漁業 機械・設備など

価償却資産として計上されたものは、すべて償却資産の申告対象となります。ただし、構築物のうち「家屋」として固定資産税の対象となるもの、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、申告対象から除かれます。

Q・新規開業しましたが申告はどうするのですか。
A. 平成20年中に、新しく事業を始めた方は、市から「申告書」を送付しますので、税務課資産税係まで連絡ください。また、事業を営んでいるが、これまで申告をしたことがない方も申告が必要ですので、申し出てください。

《申告・問合せ》税務課資産税係 ☎21-9046 または各総合支所市民生活課